

放射線被ばくを増やす読売新聞フェイク社説 に関する公開質問状(案)

さる2月9日、読売新聞朝刊は「放射線審議会 民主党政権時の基準を見直せ」と題する社説を掲載しました。この社説は放射線審議会の権限強化を図る法律案上程のねらいを端的に表現しています。「科学的には、100ミリ・シーベルト以下の被曝による健康への影響はないとされる」、「年間1ミリシーベルトを超えて被ばくしても問題ない」との誤った認識のもと、年間1ミリシーベルトの線量限度、食品・飲料水や除染の基準をゆるめるよう、放射線審議会に要求しています。

飲料水の放射性セシウム濃度基準は、日本の状況に当てはめると、米国3.7ベクレル/リットル、欧州8.7ベクレル、日本では10ベクレルです*。ところが読売新聞社説は「米国が1キログラム当たり1200ベクレル、欧州が1000ベクレル」と、全く間違っただけのデータをもとに、基準をゆるめるよう主張しています。まさにフェイク社説であり、マスコミの倫理にもとる行為です。

貴殿が2月 日までに、この公開質問状に誠意をもって応えられるよう求めます。

記

1. ”日本の飲料水セシウム基準値が米国・欧州より100倍も厳しい”旨の主張の誤りを認め、撤回されますか？
2. そのような誤りを生み出した原因をどう考え、どう克服されますか？
3. 食品の放射能基準についても、日本は厳しすぎるとお考えのようですが、その根拠は何でしょうか。
4. 「科学的には、100ミリ・シーベルト以下の被曝による健康への影響はないとされる」と主張される科学的根拠は何でしょうか？
「国際放射線防護委員会（ICRP）は、これに余裕を見込んで、20ミリ・シーベルト以下で避難指示を解除し、長期的に1ミリ・シーベルトを目指すとの考え方を示している」とは、ICRPのどのような文書を指しているのでしょうか？
5. 周辺住民に年間1ミリシーベルト以上の被ばくはさせない、との約束の下に原発は建設されました。にもかかわらず、重大事故が起こるや、「1ミリ・シーベルトの呪縛」と称して1ミリシーベルト以上もの被ばくを強いるのはなぜでしょうか？

2017年2月 日

読売新聞社 殿

放射線被ばくを学習する会・共同代表
温品惇一
田島直樹

*飲料水の放射性セシウム濃度基準

日本：

飲料水 2 リットル/日、飲料水による被ばく 0.1 ミリシーベルト/年から、
10 ベクレル/リットル

欧州：COUNCIL DIRECTIVE 2013/51/EURATOM

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32013L0051&from=EN>

飲料水からの被ばく 0.1mSv/年を基準に

セシウム 134：7.2Bq/リットル

セシウム 137：11/リットル

セシウム 134 と 137 が混在する場合、 $\frac{{}^{(134)}}{7.2} + \frac{{}^{(137)}}{11} \leq 1$ が必要です。

福島原発事故初期はセシウム 134 と 137 のベクレル数はほぼ同じだったので、
上の式を満たすには 134、137 とも 4.35 ベクレル/リットル、合わせて 8.7 ベクレル/リ
ットル以下が必要です。

米国：

CFR (米国連邦規則集 Code of Federal Regulations) 141 <https://goo.gl/sC6P6T>
の 141.16 (352 頁) に、

「飲料水中の人工放射性核種によるベータ粒子および光子の放射能が

全身あるいは臓器 (注：骨髄など決定臓器) の年間被ばく線量 4 ミリレム以下」
と定められています。

4 ミリレム = 40 μ Sv = 0.04mSv ですから、欧州、日本より厳しいです。

具体的には、NBS Handbook 69 にベクレル濃度が規定されています。

<https://www.ornl.gov/ptp/Library/NBS/NBS%2069.pdf>

Table3a (6 頁) によると、ストロンチウム 90、ヨウ素 131、ラジウム 226、228 など
が調べられていない場合の最大許容濃度は、 $10^{-7}\mu\text{c}/\text{cm}^3 = 3.7\text{Bq}/\text{リットル}$ です。